

四万十市社会福祉協議会災害ボランティア事前登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に自主的に救援活動を希望する個人または団体のボランティア（以下「災害ボランティア」という。）を事前に登録し、災害現場において迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう支援するとともに、平常時より相互の連携を図ることを目的とする。

(登録実施機関)

第2条 災害ボランティアの登録は、四万十市社会福祉協議会（以下「社協」という。）において行う。

(登録条件)

第3条 災害ボランティアとして登録できる者は、登録しようとする年の4月1日現在で満15歳以上である者とし、未成年者の場合は保護者の承諾を得た者とする。

(登録手続き)

第4条 災害ボランティアとして登録しようとする者は、災害ボランティア事前登録申込書（様式1・2）に必要事項を記入し社協に提出する。

2 社協は、前項により申込書を受理した場合は、別に定める災害ボランティア登録台帳に必要事項を記載し登録を行う。

(個人情報の取扱い)

第5条 前項により登録を完了した災害ボランティア（以下「登録者」という。）に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

(情報提供等)

第6条 社協は、登録者に対し、必要な情報提供、研修会ならびに災害時対応訓練等への参加案内を行う。

(登録の変更)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は災害ボランティア登録変更届（様式3）を社協に提出するものとする。

(登録の削除)

第8条 社協は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

(1) 登録者が、災害ボランティア登録辞退届（様式4）を提出したとき。

(2) 全号に掲げるもののほか、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき、

または社協が不適格と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から適用する。